

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19H01422

研究課題名(和文)再犯防止概念の多角的検討

研究課題名(英文)A multifaceted examination of the concept of recidivism prevention

研究代表者

本庄 武 (HONJO, Takeshi)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60345444

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、1)再犯防止という概念は究極目標であり、この目標をいかにして達成されるかは開かれた問題であること、2)防止の対象となる再犯は操作的に定義され得るものであり、達成しやすさの観点が入り得る数値目標の設定には慎重になるべきこと、3)行刑、更生保護、少年司法の各分野における法改正においては改善更生を通じた再犯防止が重視されていること、4)改善更生とそれを通じた社会への包摂を達成するためには、本人の主体性を重視する必要があること、5)強制的契機がない中で、地域の教育、福祉、医療等の既存政策を通じて再犯防止を図る上では、犯罪をしたという属性を乗り越える必要があること、を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、再犯防止とは何かを総合的に検討した。再犯が起きるのには複合的な要因が絡んでおり、再犯者を減少させるための対策は一朝一夕には進まない。再犯要因が明確で対策が容易な領域では対策が相対的に容易であり、これまではそうした領域での取組が優先されてきたが、長期的には、対策が困難な領域にもメスを入れ、罪を犯した人を排除しない形へと社会構造を変えていかなければ、持続的な取組みにはならない。今後は地に足の着いた地道な取組を継続していく必要がある。犯罪者も地域に帰り、地域で暮らしていくしかない以上、本人の主体性を尊重したうえで地域に包摂する取組が重要である。

研究成果の概要(英文)： In this study, we clarified the following points: 1) the concept of recidivism prevention is the ultimate goal, and how this goal is achieved is an open question; 2) recidivism to be prevented can be defined operationally, and we should be cautious in setting numerical targets that can be mixed with the perspective of ease of achievement; 3) under the law reforms about prison, community treatment and juvenile justice, recidivism prevention through rehabilitation of offenders is important; and 4) in order to achieve social inclusion in community through rehabilitation, it is necessary to emphasize the autonomy of the offender, and 5) in order to prevent recidivism through existing policies in local government such as education, welfare, and medical care and so on in the absence of coercion, it is necessary to overcome the attribute of having committed a crime and treat ex-offenders as citizens.

研究分野：刑事法学

キーワード：再犯防止 改善更生 ソーシャル・インクルージョン 社会復帰 社会防衛

1. 研究開始当初の背景

(1) 犯罪認知件数は 2000 年代前半以降急落し、戦後最低を記録し続けている。その大きな要因は初犯者の減少であった。それに対して何度も犯罪を繰り返す再犯者の数も減少傾向にはあるが、減り幅が小さいため、相対的に再犯率が上昇し続けることになり、刑法犯検挙者中の半数を再犯者が占めるに至っている。再犯は初犯と共通して、社会情勢の変化により増減する部分もあるが、それ以上に初犯にはない根深い要因があることになる。

(2) 再犯者自体も減少傾向にあることからすれば、犯罪情勢は必ずしも深刻とは言い難い。しかしながら、いつの時代にも多かれ少なかれ妥当する普遍的な再犯要因が存在すると想定した対策は、今まで行われてこなかった。そのような対策に取り組む必要性は、いかに犯罪件数が減少しようとも否定されないと思われる。その意味で、再犯防止推進法の制定(2016年)とそれに基づく再犯防止推進計画の策定(2017年)に象徴されるように、政府が本格的に再犯防止に取り組むようになったことは肯定的に評価できる状況であった。再犯防止推進計画に従って、省庁横断的に様々な政策が実施されており、2012年からの10年間で出所後2年以内の刑事施設再入者を2割減少させることを始めとした犯罪対策閣僚会議が設定した数値目標達成に向けて順調に推移していた。学術的にも、政策課題として再犯防止を目指すことに対しては、大きな異論は呈されていなかった。

(3) しかしながら、自明のように扱われている再犯防止という概念の内実、実は明確とは言い難い状況にあった。この状態で施策を推進していくと、雰囲気流されてその当否について十分な吟味を経ることなく政策が実施されてしまうおそれや、施策の成否についての的確な評価が下せなくなるおそれがあるように思われた。そこで本研究は、刑事政策学の見地から、再犯防止概念の内実について多角的に検討することを着想したものである。

2. 研究の目的

(1) 再犯防止概念と、これまで刑事政策において、成人矯正分野で論じられてきた「改善更生」や「社会復帰」、社会内処遇分野の基本理念である「更生保護」やその対案として提案されてきた「生活再建」、少年法の理念である「健全育成」やその理念的な転換として学説上主張されてきた「成長発達権保障」、保安処分を基礎づけるものとされてきた「社会防衛」、そして福祉領域との統合的理念として提起されてきた「ノーマライゼーション」ないし「ソーシャル・インクルージョン」といった諸概念との異同は、明確ではない。

再犯防止概念は、これまで各分野ごとに論じられてきた概念を包括し、各分野に共通する施策を推進するために使われているようにも思われるが、従来試みられてこなかった施策を行うためにこの概念が用いられている面もある。再犯防止という異論の呈されにくい概念を梃子にして、従来の理念に抵触しかねない政策が実施されるおそれもある。

そこで再犯防止概念を明確化することを研究の目的とした。

(2) とりわけ、学説においては、再犯防止は究極の目的にとどめ、社会復帰は自由刑の執行等に不可避的に伴う弊害を除去するための機会を提供する国家の義務であるとの見解が有力に主張されている状況にあった。

こうした考え方からすれば、犯罪行為者を不可避的に客体と位置づけ管理の対象とすることを包含する再犯防止という概念を掲げること自体に否定的となる。こうした主張の当否についても、再犯防止推進計画に則って実際に行われている政策を吟味する中で検討していかなければならない。

(3) 再犯防止という場合の指標が問題となる。政府が立てた数値目標がいかなる経緯で登場したのか、政策文書が登場した背景を探ることで、その妥当性を吟味することが必要となる。

(4) 再犯防止施策を検討するにあたってエビデンスがあることをどこまで重視するかという問題がある。欧米では、メタアナリシスに基づいてエビデンスがあるとされた処遇が重視され、とりわけリスク・ニーズ・レスポンシビティ(RNR)モデルに基づく処遇が重視されている。もとよりエビデンスが確認されていない処遇をやみくもに行うことは避けるべきである。しかし、エビデンス重視の方針には、実証的に指標化できる取り組みでなければエビデンスは生まれないが、指標化になじまない処遇者の人間性といった要素が重要な場合はないのか、そうした処遇を軽視していいのかという疑問がある。エビデンスへの向き合い方を検討する必要がある。

(5) RNRモデルに対しては、対象者のマイナス面を指摘するばかりで処遇意欲を喚起するのが難しい場合があるという指摘があり、基本財と呼ばれる長所を伸ばしていくことを併せて行うべきであるとするグッドライフモデル(GLM)などが対案として指摘されている。またその背

景として、犯罪からの立ち直りに関するレジスタンスという考え方が提唱されている。こうした各モデルの理念型としての評価、政策的実践にどのように具体化できるのかを検討する。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、上述した学術的問いを理念の生成過程に関する理念的研究と、現実の施策からの機能主義的に考察する実証研究の両面から明らかにした。

(2) 理念に関しては、再犯防止という概念が、改善更生、社会復帰、更生保護、健全育成などの関連する概念といかなる関係にあるのかを、政策文書の分析を通じて明らかにする。

(3) また日本における省庁横断的な犯罪対策は、当初犯罪認知件数の増加、とりわけ初犯者の増加が問題になっていたのに対し、その後初犯者が激減する中で、わずか数年のうちに施策の重点が再犯防止に移行したという経緯が認められる。その経緯にはなお不透明なところが残っており、当時の行政文書等を精査することにより、日本で再犯防止が強調されるようになった経緯を明らかにする。

(4) さらに現実に展開されている再犯防止施策の内容や処遇理論を精査することにより、実際に機能している再犯防止理念がいかなるものであるかを明らかにする。従来の施策は、行刑、更生保護、少年司法の各分野で展開されてきているものであり、またこれら各分野においては法改正により更なる対策が進められようとしているため、実際の施策の検討が必要となる。

4. 研究成果

(1) 本研究においては、再犯防止という政策目標が登場した経緯を振り返り、当初、治安改善の手段として扱われていたものが、次第にそれ自体が目的とされ、しかも数値目標を伴ってより強く推進されるようになっていったことを明らかにした。しかし、そこで前提とされている再犯防止概念の内実は明らかではなかった。

政府は2年以内再入率を問題にしている。再度受刑することを指標にするのは、再犯をした者のうちでも、最も深刻な問題を抱えていそうな層であるとすれば一応理解できる。しかし、2年以内再入率に注目する理由としては、この期間が最も再入率が高いからであるとされているが、3年目以降の再入率も決して無視できるものではない。にもかかわらず、2年以内再入率の減少が数値目標として設定されたのは、相対的に再入率の要因が特定しやすく、かつこれまでほとんど対策がされていなかった分、対策の効果が出やすい満期釈放者をターゲットにしたからではないか、と推測された。それ自体は一概に否定されるべきではないものの、数値目標が過度に偏重されると、成果の出やすい領域、あるいは数値化しやすい領域での施策が偏重され、そのことにより必要な支援が行き届かなくなる領域が生じてしまうおそれがある。さらに、分かりやすい数値目標が立てられなければ、政策目標の重要性自体が否定され、政策が放棄されることになりかねないため、慎重になる必要がある。

再犯防止対策とは、長い目で見て罪を犯した人を社会から排除するのではなく包摂していく方向に社会の有り様を変えていく取組みであり、短期的な再犯減少効果の有無にかかわらず、長期的に取り組んでいくべき課題であるとの結論を得た。今後は数値目標を全面に出さないことを検討すべきであろう。なお、2023年3月に策定された第二次再犯防止推進計画では数値目標は設定されておらず、息の長い政策へと進化していくことが期待される。

(2) 国外に目を向けると、世界的な刑事政策の潮流はリスク管理へと展開しており、日本の再犯防止施策もその方向に推移していく可能性がある。他方で、実際の再犯防止施策にあっては、顔の見える関係性を重視し、より実効的な支援を提供しようとする取り組みもみられる。再犯防止に注目が集まったこと自体が、社会文化構造の変化を反映しているように見えることからすると、これを機に社会が犯罪者をより包摂する方向へと社会が変革していく可能性もある。本人の主体性を重視した立ち直りを支援するためには、リスク管理化への防波堤となり得る装置を意識的に再犯防止施策に組み込んでいくことが必要であろう。

(3) 再犯防止を目標として掲げることには批判的見解も多く表明されている。その中でもバリエーションがあり、本人の主体性を重視する福祉や憲法上の社会権保障の視点からの支援の充実は結果的に再犯防止につながる、とする立場、再犯をすることすらも生き直しのプロセスであるとする立場、国家に支援の義務があることを強調する立場、さらには本人の立ち直りの努力だけでなく社会の側に変革が持たされなければならないとする立場と多岐にわたっている。

しかし、大きな方向性として主体的な立ち直りを可能にする環境整備が重視されていることが確認できる。それとともに確認しておくべきことは、これらの見解が再犯防止を直接追求することはすべきでないとし、一時的な再犯を許容するとしても、究極的に再犯をせずに生きていける状態が望ましいと考えていることには変わりがないものと思われる点である。再犯防止を政策目標として掲げることには肯定的か否定的かにかかわらず、究極目標としての再犯防止は、立場の違いを超えて支持されているといつてよいと思われる。

このように再犯防止概念が強調されるようになったのは、この概念に特有のメリットがある

からだと思われる。再犯防止は第 1 に、価値中立的な概念であるから受け入れられやすい。犯罪に厳格に対応すべきか寛容に対応すべきかは、犯罪行為者にどこまでの権利を認めるかは、容易に解消し得ないイデオロギーの対立が問題となる。しかし、再犯防止概念はイデオロギーを超えて支持を集めることができる。第 2 に、日本では長らく社会復帰のための実効的な支援が欠けていたにもかかわらず、再犯防止を強調することで、実際に支援が充実してきた、という経緯がある。再犯防止を名目とすると、施策の実施に必要な予算獲得が容易であるというのは事実であろう。そして、第 3 に、社会復帰処遇に真剣に取り組んだ末に挫折を経験した欧米と社会復帰処遇に真剣に取り組み始めたのが最近である日本では、位相が異なっている可能性がある。このことにより、究極目的としての再犯防止については肯定的に捉え、その手段としていかなる手段を採るべきかの検討に重点を移すべきである、と考えられた。

(4) これまで再犯防止は、行刑、更生保護、少年司法の各分野における処遇を通じて目指されていたといえる。各分野では 2019 年から 2020 年にかけて大きな法改正が行われた。いずれも改善更生を通じた再犯防止を重視したものと見えるが、それを具体的にどう実現していくかが問題である。

行刑分野では、懲役刑・禁錮刑が廃止され拘禁刑に一本化され、改善更生のため必要な作業及び指導が実施されることになる。この法改正は、懲らしめのために刑罰として作業を科すことをやめ、処遇を実施する目的を改善更生に純化した点で、再犯防止を志向することを明確にしている。他方で、この改正が、刑罰として指導を義務付けたのかどうかについては、立法者は明確にしておらず、学説上も両方の理解が示されている状況であるが、処遇の強制の可否は改善更生にとっての必要性の観点で決められるべきことであるという点には異論が呈されていない。そのため、今後の運用が問題になるが、実際の処遇現場で、改善更生のための処遇が強制されることになれば、抱えている問題性を他律的に解消させるという処遇理解につながる。しかしそうした運用は、本人の主体的な意欲を引き出して社会への包摂を測るという再犯防止に向けた取組とは乖離しているように思われる。刑事施設にいる段階から主体性を重視した処遇へと転換が図られるべきであろう。

更生保護分野では、更生保護施設を主たる舞台に、更生保護を保護観察の強化という縦方向と対象者の拡大という横方向の両面において強化する法改正がなされたと評価できる。伝統的な更生緊急保護はあくまでも、対象者から支援を求めてきた場合に提供するものとされてきたが、改正後は更生保護の側から働き掛けるプロアクティブな保護に性質を変えることになると思われる。これにより目指すべき方向性の第 1 は、強化された保護観察を基準とし、更生緊急保護を保護感説に寄せることにより、更生保護全体としての働き掛けを強化するというものであり、第 2 は、保護観察から更生緊急保護へ、更生緊急保護から社会内での生活支援への円滑な移行を図るというものであると思われる。この問題は、戦後改革から続く更生保護が、福祉とは異質の犯罪者処遇であるか、福祉との連続性を維持した上で特有のニーズに配慮するものなのか、という問題に関連するものである。しかし再犯防止推進法が制定され、地方公共団体が再犯防止の責務を負い、更生保護が必要な処遇を独力で実施しなければならないわけではない時代にあっては、更生保護施設には、地域の力を結集するハブとしての役割が期待されており、第 2 の方向性を展望していくべきであろう。

少年司法分野では、民法の成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、少年法の適用年齢も引き下げるべきかが問題になったが、結局は年齢は引き下げず、その代わりに、18 歳、19 歳の少年を特定少年として、特定少年は 虞犯規定の対象から除外する、原則逆送事件の対象範囲を拡大する、保護処分を課す際に犯情の軽重を考慮して相当の限度を超えない範囲内という制約を課す、起訴後に推知報道を解禁する、といった改正が行われた。年齢引下げは、少年の再犯防止にとって重大な弊害をもたらすとの認識が共有された結果として、回避されたといえる。その意味では、なお少年の可塑性に配慮しつつ、立ち直りを支援することの重要性は依然として否定されていないものの、改正法は、保護処分の期間に上限を付し、保護処分を要保護性に依じて柔軟に適用していくことを困難にしている面があり、また原則逆送制度の運用次第では軽微な事案でも起訴し、成人と変わらない扱いとなる事案が大幅に増加してしまう可能性も秘めている。従前と変わらない運用をどこまでできるかが改正法の試金石となっているが、特定少年はあくまで少年であり、少年法の理念の下で処遇されなければならないというべきであろう。

(5) 再犯防止のための処遇としては、定量的に把握されたりリスクに働きかけることが有効だとされている。しかしながら、リスク要因だけに目を向けるだけでは、犯罪者を管理することにしかならず、改善更生を促進することにはつながらないという問題意識から、近年は、本人の強みに着目した保護要因にも焦点を当てるべきとする立場が有力になっている。日本で、実用化された保護観察対象者のアセスメントのためのツールにおいても、リスク要因だけでなく保護要因が重視されている。またこのツールは、直感的な要因分析では見落とされてしまうおそれのある点についても把握するために用いられ、あくまでも保護観察実施のための留意事項を見出す点に意義があるとされており、伝統的な対人援助を機械的なリスク判定で置き換えるものとはされていない。むしろ対人援助をより有効に行うためのツールとされている。アセスメントツールについては、むしろ適正に使用していくための条件整備に目を向けていくべきであろう。

そして、こうした犯罪者処遇は、本人の主体的な犯罪からの離脱であるデジスタンスと相互補完的なものと理解することが可能である。保護観察における生活再建のための支援、リスク要因の除去と保護要因の促進のための働き掛け、地域で生活する存在としての受け止めが、長期的にデジスタンスを促進するための準備段階としての機能を果たすと整理される。他方で、本人の主体的な犯罪からの離脱というモデルが伝統的な更生保護を再定位する役割を果たす側面もある。

(6) 再犯防止推進法が画期的であったのは、再犯防止は地方公共団体の責務でもある、と規定した点にあった。これにより各地の都道府県及び市町村では、再犯防止推進計画が制定されつつある。再犯防止について地域が果たすべき役割について自覚がないところでは、地域福祉計画の一部として再犯防止推進計画を位置づけ、地域に解決を丸投げする傾向がみられ、国の課題を地方にアウトソーシングしたに過ぎないと評価されるような場合がある一方で、犯罪者の立ち直り支援を犯罪とは直接かかわりのない地域の課題と接合させることにより、地域の活性化につながようとする意欲的な取り組みもみられる。

再犯防止が真に地域の課題となるためには、罪を犯した人が地域で暮らしてく上で直面する特有の課題について精通した専門家が必要な支援を届けることができる体制と、地域社会におけるこの問題が地域で真剣に向き合っていくべき課題であるという意識の醸成の両方が必要になることが明らかになった。

(7) 以上により、再犯防止を推進するために目指すべき方向性は大まかには明らかにできたとされる。今後は、より実践的な個別領域での各論的な研究が進められなければならない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計37件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 2402号
2. 論文標題 脳科学の発展が少年法適用年齢引下げ問題に与える示唆	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 142-146
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 91巻12号
2. 論文標題 刑事司法からみた「若年者に対する新たな処分」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 84-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 少年処遇と成人処遇	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 472-487
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 91巻12号
2. 論文標題 少年法からみた「若年者に対する新たな処分」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 89-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 猶予制度とダイバージョン	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 457-471
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 32巻1号
2. 論文標題 「地方の時代」における再犯防止推進法と地域社会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 行政社会論集	6. 最初と最後の頁 45-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 32巻4号
2. 論文標題 「見映えのしない地域貢献」たる更生保護制度における広報と刑事責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 行政社会論集	6. 最初と最後の頁 143-168
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 相澤 育郎	4. 巻 44
2. 論文標題 グッドライフモデルと犯罪・非行からの立ち直り	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 11~29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20621/jjscrim.44.0_11	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 相澤育郎	4. 巻 57巻1号
2. 論文標題 フランスにおける少年の収容施設と処遇制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 69-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷彬矩	4. 巻 9号
2. 論文標題 ダイナミック・セキュリティの視点を踏まえた行刑職員論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報	6. 最初と最後の頁 121-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 103号
2. 論文標題 新たな処分に関する「別案」の検討 『少年法適用年齢引下げ・総批判』補遺	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 96-101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 104号
2. 論文標題 抗告審における処分不当の審査について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 98-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武, 木下 裕志, 調子 康弘, 高橋 有紀	4. 巻 20号
2. 論文標題 自立更生促進センターにおける処遇とソーシャルワーク	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 司法福祉学研究	6. 最初と最後の頁 142-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋 有紀	4. 巻 103号
2. 論文標題 法制審部会と更生保護事業改革	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 102-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋 有紀	4. 巻 16号
2. 論文標題 更生保護の「価値」を客観化し、言語化することの課題と意義	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 更生保護学研究	6. 最初と最後の頁 44-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 侑矢	4. 巻 10号
2. 論文標題 Californiaにおける若年者に対するダイバージョン	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報	6. 最初と最後の頁 31-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 侑矢	4. 巻 120
2. 論文標題 アメリカ(カリフォルニア州)における若年者に対する施設内処遇	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 九大法学	6. 最初と最後の頁 1-57
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4371023	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 93巻4号
2. 論文標題 自由刑の改革と処遇の法的根拠	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 34-39
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 46号
2. 論文標題 なぜ再犯防止か	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 5-20
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 2478号
2. 論文標題 特定少年に対する逆送規定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 156-157
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 94巻2号
2. 論文標題 特定少年に対する刑事事件の特則	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 57-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 112号
2. 論文標題 特定少年に対する逆送規定の解釈・運用	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 79-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 816号
2. 論文標題 拘禁刑の創設 「懲罰」から「更生」につながるか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 24-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 83号
2. 論文標題 今、修復的司法を研究する意義	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 166-169
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内 謙治	4. 巻 106号
2. 論文標題 「少年法改正案」の全体像とその批判的検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 38-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内 謙治	4. 巻 2478号
2. 論文標題 く犯規定の不適用と保護処分	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 158-160
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内 謙治	4. 巻 94巻2号
2. 論文標題 改正少年法のインパクト	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森久 智江	4. 巻 37号
2. 論文標題 刑事司法における知的障がいのある人への支援の理論的根拠	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会保障法	6. 最初と最後の頁 136-148
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森久 智江	4. 巻 47号
2. 論文標題 Restorative Justiceにおける「再統合のための恥付け(Re-integrative Shaming)」による犯罪学理論の統合とその批判	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 16-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森久 智江	4. 巻 83号
2. 論文標題 オーストラリアの修復的司法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 170-177
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋 有紀	4. 巻 46号
2. 論文標題 「地域共生社会」は「最良の刑事政策」になり得るか?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 60-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋 有紀	4. 巻 34巻2号
2. 論文標題 東日本大震災後の福島県の更生保護とコミュニティ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 行政社会論集	6. 最初と最後の頁 41-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋 有紀	4. 巻 83号
2. 論文標題 英国の修復的司法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 186-191
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 相澤 育郎	4. 巻 83号
2. 論文標題 フランスの修復的司法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 192-198
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷 彬矩	4. 巻 55巻4号
2. 論文標題 無期刑受刑者に対する特別な処遇は正当化できるか : ドイツにおける「懸隔の要請」の議論を手がかりとして	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 165-192
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.50873/10576	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 侑矢	4. 巻 83号
2. 論文標題 アメリカにおける修復的司法の展開状況	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 178-185
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 侑矢	4. 巻 11号
2. 論文標題 日本における治療的法学の展開とその特徴：アメリカにおける展開との比較を通じて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 龍谷大学矯正保護総合センター研究年報	6. 最初と最後の頁 179-196
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 本庄武、木下裕志、調子康弘、高橋有紀
2. 発表標題 自立更生促進センターにおける処遇とソーシャルワーク
3. 学会等名 日本司法福祉学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 武内謙治、相澤育郎、大谷彬矩、石田侑矢、中島学
2. 発表標題 若年者に対する施設内処遇の展望と課題
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Chie Morihisa
2. 発表標題 The Current Discussion of Juvenile Law Change and Penal Reform in Japan
3. 学会等名 European Society of Criminology（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森久智江、深谷裕、藤岡淳子、佐々木彩子
2. 発表標題 刑務所を開いていく「語り」とは？
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高橋有紀、中島学、本庄武、川端浩平
2. 発表標題 犯罪者処遇への市民参加の現代的諸相
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 吉開多一、落合千華、守谷哲毅、高橋有紀、アンドリュー・ワトソン
2. 発表標題 更生保護の成果をどう測るか
3. 学会等名 日本更生保護学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡邊健、相澤育郎、知名健太郎定信、相良翔、津島梨紗、竹中祐二、大江將貴
2. 発表標題 非行からの「立ち直り」と就労支援を再考する
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 本庄武、赤池一将、勝田聡、守谷哲毅、高橋有紀、五十嵐弘志
2. 発表標題 再犯防止について真剣に考える
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Chie Morihisa
2. 発表標題 Transition of Responding to Addiction-Related Crimes in Japanese Criminal Justice
3. 学会等名 Asian Criminological Society (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 津富宏、野田陽子、森久智江、伊藤秀樹、市川岳仁、染田恵
2. 発表標題 離脱研究と犯罪学理論の再接合
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 本庄武、石田侑矢、森久智江、高橋有紀、相澤育郎、謝如媛
2. 発表標題 諸外国の修復的司法
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 森久智江、今福章二、生駒貴弘、大嶋栄子、本庄武
2. 発表標題 更生保護法改正と『再犯防止』 これからの更生保護
3. 学会等名 日本更生保護学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Chie Morihisa
2. 発表標題 A Consideration of New Scheme of Social Welfare Support for Suspects with Special Needs in the Japanese Criminal Justice System.
3. 学会等名 European Society of Criminology
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計10件

1. 著者名 山口 直也、友田明美、仲真紀子、赤羽由紀夫、本庄武、山崎俊恵、須藤明、安西敦、大塚正之	4. 発行年 2019年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 232
3. 書名 脳科学と少年司法	

1. 著者名 山口 直也、酒井 安行、中野 正剛、山下 幸夫、本庄武、高橋有紀ほか20名	4. 発行年 2019年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 552
3. 書名 国境を超える市民社会と刑事人権	

1. 著者名 武内謙治、本庄 武	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 296
3. 書名 刑事政策学	

1. 著者名 葛野尋之、武内謙治、本庄武、岡田行雄、山口直也、山崎俊恵、淵野貴生、服部朗、丸山雅夫、浜井浩一、定本ゆきこ、川崎二三彦、Richard E. Redding、村尾泰弘、松原里美、松田和哲、青木宏、中島学	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 348
3. 書名 少年法適用年齢引下げ・総批判	

1. 著者名 赤池一将、村井敏邦、土井政和、本庄武、相澤育郎、山崎優子、三島聡、矢野健次、小林誠、田鎖麻衣子、手塚文哉、西岡慎介、森久智江、日下修一、岡田悦典、鍾志宏、黄崇立、金尚均、笹倉香奈、寺中誠、松田亮三、前田忠弘、魁生由美子、高橋有紀	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 540
3. 書名 刑事施設の医療をいかに改革するか	

1. 著者名 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟、伊東秀幸、水藤昌彦、森久智江、山崎康一郎、相澤育郎、市川岳仁、上田光明、大岡由佳、金澤真理、木本克己、柑本美和、武内謙治、中島学、浜井浩一、福西毅、淵野貴生、毛利真弓、山田真紀子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 中央法規出版	5. 総ページ数 296
3. 書名 刑事司法と福祉	

1. 著者名 石田倫識、伊藤睦、斎藤司、関口和徳、淵野貴生、武内謙治、本庄武ほか48名	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 976
3. 書名 刑事法学と刑事弁護の協働と展望〔大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀祝賀論文集〕	

1. 著者名 赤池一将、石塚伸一、斎藤司、武内謙治、本庄武、大谷彬矩、相澤育郎、石田侑矢ほか25名	4. 発行年 2022年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 668
3. 書名 刑事司法と社会的援助の交錯	

1. 著者名 本庄 武、櫻庭総、中村悠人、甘利航司、高橋有紀、友田博之、福永俊輔	4. 発行年 2022年
2. 出版社 八千代出版	5. 総ページ数 360
3. 書名 ベシス刑法総論	

1. 著者名 大谷彬矩	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 272
3. 書名 刑務所の生活水準と行刑理論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	高橋 有紀 (TAKAHASHI Yuki) (00732471)	福島大学・行政政策学類・准教授 (11601)	
研究分担者	大谷 彬矩 (OTANI Akinori) (00801622)	龍谷大学・その他部局等・研究員 (34316)	
研究分担者	武内 謙治 (TAKEUCHI Kenji) (10325540)	九州大学・法学研究院・教授 (17102)	
研究分担者	森久 智江 (MORIHISA Chie) (40507969)	立命館大学・法学部・教授 (34315)	
研究分担者	相澤 育郎 (AIZAWA Ikuro) (90715393)	立正大学・法学部・助教 (32687)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	石田 侑矢 (ISHIDA Yuya)	九州大学・法学研究院・協力研究員 (17102)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------